

内職労働者の量的存在に関する調査と推定

—大阪府における実体調査を通じて—

坂 寄 俊 雄

目 次

- 一 まえがき
- 二 内職労働実態調査における二つの問題
- 三 大阪府内職従事状況調査結果
 - (1) 調査時期
 - (2) 調査地区および調査対象世帯の選定
 - (3) 内職従事、非従事世帯状況
 - (4) 内職労働と世帯状況
 - (5) 内職と世帯人員（以上、第七卷第二号所載）
 - (6) 内職を希望しない世帯
 - (7) 内職を希望する世帯（以上、第七卷第三号所載）
- 四 内職労働者の量的存在
- 五 結 び
 - 婦人労働問題上の内職労働 —

三 大阪府内職従事状況調査結果

(7) 内職従事世帯

総世帯のうちの約一八%強が内職労働に現に従事しており、このすぐ背後には約二〇%強の内職労働希望者—

内職労働者の量的存在に関する調査と推定（坂寄）

第11表 内職労働従事理由状況

	実数	%
A. 世帯収入不足	655	70.3
B. 二次的収入不足	96	10.3
不時の支出を補うため	81	
生活費外支出に充てる	15	
C. その他	181	19.4
技術を身につける	8	
暇がある	168	
その他	5	
合計	932	100
不明	8	

注. 内職収入、従事時間、従事日数の記入ある調査票のみの集計。従事動機を二つ以上記入あるものは、主たる理由のみをとった。

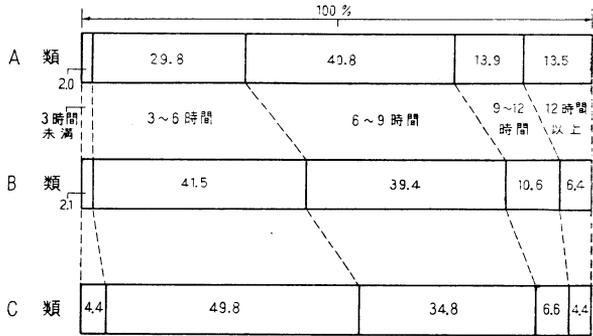
特に、その中の約四割は懸命に内職労働を探している—がい

る。
このような内職労働に従事している人々がどのような理由をもつて従事するに至ったかを先づ考察してみよう。第十一表によると、「収入不足」が七〇・三%、「二次的収入不足」が一〇・三%で、「その他」の「暇がある」などが一九・四%となっている。ここでいう「収入不足」と「二次的収入不足」とには載然たる区別がたてられない面があるが、「二次

的収入不足」には子供の教育費とか教養娯楽費などあるいは小遣いをえるため、保険金支払いのためなど、すなわち、家計調査上の分類でいえば、「雑費」あるいは「実支出外支出」に含まれるものであり、いわゆる衣食住以外の支出に入るものである。しかし、教育費、教養娯楽費にしても最低生活費に含まれるし、また生命保険料にしても一定金額までのものは社会保障の制度が不十分な現状においては最低生活費の中に見込まれねばならぬから、衣食住の費用と本質的に区別し得たいものである。それ故に、Aの理由とBの理由とは本質的な相違がないというべきであり、ニュアンス上の相違ということが正しいであろう。そうすると家計補充的な理由で内職労働に従事するものはAとBとを合計した八〇・六%に達するわけである。すなわち、内職労働に現に従事しているものの中、家計補充を直接的に問題にするものと直接的に問題にしないもの（間接的に問題にしているものも含まれているであろう）との比率は概ね八対二であるといえる。

第 9 図

従事理由別にみた1日当り労働時間

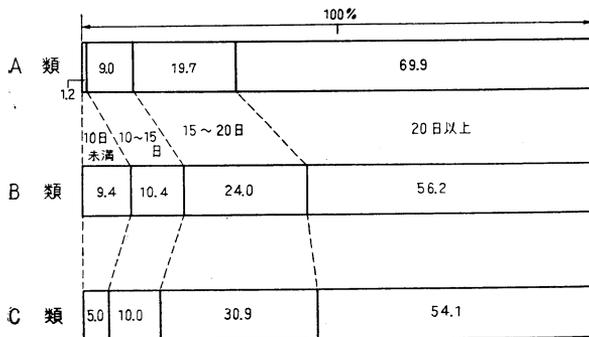


このことに関連してどうか、このことをより判つきりさせるために、内職労働への一日平均の従事時間および一カ月平均の従事日数を付け加えておくことが必要であろう。先づ、従事時間であるが、第九図によるとA類では、十二時間以上が一三・五%、九~十二時間が一三・九%で六~九時間が四〇・八%で、累計では六八・二%にも達する。B類では十二時間以上六・四%、九~十二時間が一〇・六%、六~九時間が三九・四%で、累計五〇%である。これらに対して、家計補充的目的を直接的には表面にだしていないC類においてはどうかとみると、十二時間以上という超長時間労働が四・四%もあり、それに次ぐ九~十二時間が六・六%で、家事その他の色々な時間がはさまれというと決して正常なものとはみなしえないであろう六~九時間では三四・八%にも達している。次に、労働日数の状況を第十図よってみるとA類では一カ月間に一〇日未満というの

は僅かに一・二%で、一〇~一五日が九%であり、一五~二〇日が一九・九%、そして二〇日以上が六九・九%という圧倒的比率を占めている。また、B類では一〇日未満が九・四%、一〇~十五日が一〇・四%、一五~二〇日が二四%で、二〇日以上が五六・二%である。家計補充的目的を直接目的としないといっているC類でも、一〇日未満五%、一〇~一五日一〇%、一五~二〇日が三〇・九%で、殆んど毎日仕事をしているとみなし得る

内職労働者の量的存在に関する調査と推定(坂寄)

第 10 図
従事理由別にみた月間従事日数



上に長くなるのである。以上のような労働時間に対する三点からの考察によって、A類の人々において超過長労働が行われているのではなく、BおよびC類の人々においても相当の過長労働が行われていることがわかるのである。そして、内職労働に従事するに至った理由の如

二〇日以上が過半を超える五四・一％に達している。もちろん、一日の労働時間数あるいは労働日数がそれぞれにおいて長いということは一カ月間における総労働時間の長さを示すことにはならないが、一カ月間の労働日数が二〇日以上になるものがA類で約七割、BおよびC類では五五％前後を占め、また月のうちの半分以上すなわち一五日以上の稼働で見ると、A類では約九割、BおよびC類では八〇ないし八五％となっているところからすれば、一カ月間における総労働時間も相当以上の

第 11 図
内職仕事の断続状況

A 類	40.7	14.7	40.5	4.1
B 類	42.7	7.3	44.8	5.2
C 類	40.9	3.3	52.5	3.3

同じ仕事が続いてある | 変るが続いてある | よく途切れる | 不明

何を問わず、内職労働に従事する人々の労働時間は一般的に長いということができるのであり、專業化の傾向は明確で一般的には恣意的従事とはみなしえないのである。しかし、第十一図によると内職労働における浮動性ということが、なお存在していることがわかる。すなわち、「同じ仕事が続いてある」というものはA、B、C類のいづれにおいても四〇ないし四二%程度で四割程度で、「よく途切れる」というのが、A類で四〇・五%、B類で四四・八%、C類で五二・五%となっている。以上のことからすれば、内職労働は浮動性を残しつつも專業化の傾向を判つきりとなっているということがいえるわけであつて、内職労働に従事する主婦（従事する大部分は家庭の主婦である）は家庭の主婦として家事に主として従事しているというよりは、それぞれの家庭に散居的な形態をとつて労働している出来高払制賃労働者であるということができよう。

しかし、このような反面において資本は低賃金でしかも何んらの団結力をもたない内職労働者を恒常的に把握しておこうとする傾向をみせている。例えば大阪市の井池筋U商店の場合にはエプロンの縫製加工を内職労働にだしているが、一定の品質を確保するために東住吉区のM幹旋所と特約を結び一定の技術水準をもつ内職者のみ仕事をだすように協定している。また、紳士既成服、学生服および官庁の制服などの縫製をしているH縫製工場などでも豊中市のS幹旋所に発注を限定し、一定の内職者に常に従事させるようにしている。そのためには自己工場の縫製品だけで仕事に不足するときは他工場の仕事を廻すというようなことも行つてゐる。ここまでくれば、このような仕事に従事する内職労働者は一般の工場労働者とは何んら変るところなく、低賃金と家庭が仕事場であることによる資本の節約とが最もあらわな姿で存在していることを見ることができよう。このような傾向を広汎に認めることはまだできないが、日本資本主義が中小、零細企業労働者の劣悪な労働条件の上に発展してき

第 12 表 内 職 職 種 別 工 賃 状 況

		平均月収 A	従 事 時 間 (平均)			単位時間 当り工賃 A B
			1日当り 従事時間	1ヶ月 従事日数	1ヶ月 従事時間B	
単 純 作 業	玩 具 つ くり	1918.3	8.67	25.1	217.6	8.82
	グ リ コ お ま け 入 れ	1348.0	6.21	22.0	186.6	7.22
	袋 貼 り	1592.0	6.94	22.4	155.5	10.24
	菓 子 包 装	2643.0	7.92	23.8	188.5	14.02
	ボ タ ン つ け	1438.0	6.85	16.5	113.0	12.73
	毛 編 物 か が り	1941.0	6.83	22.8	155.7	12.47
	ホ ッ ク の 台 紙 つ け	1287.0	4.83	21.8	105.3	12.22
	真 珠 の 穴 通 し	1351.0	6.25	19.0	118.8	11.37
	ボ タ ン の 穴 あ け	3125.0	8.75	28.8	252.0	12.40
	ビ ニ ール 袋 物	1960.0	7.20	22.0	158.4	12.37
時 計 バ ン ド	1805.0	5.70	20.7	118.0	15.30	
小 計		1729.6	7.03	22.0	154.8	11.18
技 能 作 業	和 裁	2330.3	6.24	18.6	116.1	20.07
	洋 裁	3015.0	8.75	19.2	168.0	17.95
	ミ シ ン 加 工	3535.7	6.54	19.3	126.2	28.82
	手 芸 及 刺 し ゆ う	2163.2	6.00	21.9	131.4	16.46
	毛 糸 編 物	3458.3	7.17	17.6	126.2	27.40
	洋 服 ま と め	2903.7	6.92	20.8	145.2	20.00
	ガ ラ ス 玉 加 工	3000.0	10.00	15.0	150.0	20.00
小 計		2759.5	6.56	19.7	129.2	21.26
総 平 均		2369.4	6.97	21.4	150.5	14.75

うるようなものではないが、このようなことを感じさせる幾つかの事例にぶつかったのであり、今後の調査における課題として残された問題だといえよう。

たということが、今や内職労働をもその底辺に組入れてきていることを物語っているように思われる。そして、このことは戦後日本の独占資本がアメリカ独占資本に従属しつつ尚自からを強力に発展させて行っているなどの一方の極をなすものではないだろうか。すなわち、工場においては機械化、自動化があり、他方にはこのような手労働の内職労働が存在する。このことはこの調査において断定し

第13表 製造業における女子労働者賃金状況

規模別	企業規模10~29人			規模計 平均賃金 円
	平均賃金 円	備 考		
		勤続年数 6ヵ月未満 円	同 1年未満 円	
総 計	5,203	4,426	4,773	6,707
18歳未満	4,307	3,828	4,424	5,029
18~20歳	4,963	4,384	4,659	6,432
20~25歳	5,462	4,780	5,161	7,402
25~30歳	5,420	4,793	4,697	7,707
30~35歳	5,435	4,729	4,717	7,232
35~40歳	5,521	4,838	4,937	7,361
40~50歳	5,475	4,716	4,792	7,396
50~60歳	5,376	4,719	4,867	6,599
60歳以上	4,889	4,976	3,323	5,554

注. 労働省, 個人別賃金調査結果報告書第19巻より
作成.
調査時 昭和29年4月

本筋から少しそれたが、元にもどして内職労働の賃金問題についてみると以下の通りである。第十二表によると内職労働者の平均月収は二、三六九円であり、平均実労働時間は一五〇時間（一日の平均実労働時間約七時間、月平均稼働日数二一・五日）となっている。これを労働省の個人別賃金調査結果（第十三表）と対比してみよう。個人別賃金調査は昭和二九年四月であり、本調査は昭和三一年八月であるから二年間以上のひらきがあり、しかもこの間にいわゆる神武景気に向っての景気の急上昇があったので比較することは可成り無理であるが他に適當な資料がないので止むを得ずこのような比較を行わざるを得ない。

をえない。（尚、毎月勤労統計調査による製造業の名目賃金の対前年上昇率は、昭和三〇年平均で五・〇%、昭和三二年平均では一〇・九%である）個人別賃金調査の小企業（一〇~二十九規模）の女子労働者の平均賃金は四、八〇〇円前後である。このような小企業女子労働者の低賃金（勤続六ヵ月未満）に比較しても内職労働者の賃金は格段と低く、単純作業では三六%、技能作業でも六〇%に達しないのである。このような大巾な格差が

存在する原因についての資料をもちあわせないが、内職労働の工賃は発註工場の労働者の賃金決定とは別個に行われているのではないかと思われる。勿論過去においては工場労働者の賃金を基礎にし、仲介業者の費用、不良品発生率などのマイナスの要件や労務管理費その他のプラスの要件などを考慮した上での工賃算定がなされたのであろう（内職労働が交渉権をもたないのでその算定結果以下に実際の工賃は引下げられるが）。しかし、内職労働の長い歴史の間に工賃は引下げられて、工場労働者の賃金と関連性が見失われた独自の低工賃が作られてしまっているように思われる。このような多分に勝手な推測は別にして、内職工賃には工場労働者の賃金とは比較しえない低さが現実存在しているものであり、しかもこのような低工賃を求めて内職労働を希望し、従事するものが広汎に存在するということは注目されねばならないし、また、内職労働の存在解明の重要性があるといえる。

以上のように内職労働者の工賃は工場女子労働者あるいは同年輩の婦人労働者の賃金よりも大巾に低劣である。一般的には内職工賃は以上のようなようであるが少し具体的にこの実情をみると、玩具つくり、袋貼りなどの単純作業の工賃は安くて、平均月収は約一、七三〇円、（実労働時間約一五五時間、一日平均労働時間約七時間、二二日稼働）である。和裁などの技能的な作業になると平均月収二、三六九円（実労働時間約一五一時間、一日平均労働時間約七時間、二二日稼働）となっている。この両者の工賃を比較するために一時間当り工賃をだしてみると前者で一円一八銭、後者で一四円七五銭となっていて、単純作業の工賃は技能的作業の工賃よりも二割五分程低くなっている。

内職職種別に一時間当りの工賃をみると、単純作業では一〇円未満がグリコのおまけ入れの七円二二銭、玩具

つくりの八円八二銭であり、中位にあるのが袋貼りの一〇円二四銭、真珠の穴通しの一一円三七銭からボタン付けの一二円七三銭である。比較的高いのは菓子の包装の一四円二銭と時計バンドの一五円三〇銭とである。このように一時間当り工賃が低いので月収も勢い低くならざるをえず、二〇〇〇円をかせぎだすことがせいぜいのようみられる。勿論、ボタンの穴あけ（時間当り工賃一二円四〇銭）のように一日平均労働時間八・七五時間、二八・八日稼働、月間総労働時間二五二時間という全く驚異的な過長労働によって平均月収三、一二五円というものもあるが、こうようなのは言葉通りの肉体磨耗的な苦汗労働の結果であって急速に改善されれば病気でたおれ、家計補助収入を求めて家計を破壊することになるであらう。

技能的な作業の工賃状況であるが、ここでことわっておかねばならないことは技能であるところから、熟練度の高い内職者の場合には相当の収入を上げる者もある。例えば和服とか洋服などではしばしばそのような人々がある。これらの人々の場合は、和裁士としてまた洋裁士として一流の技能をもっている場合である。私が過去に経験した例はその典型的なものと思われるが、一流の婦人洋装店の専属のデザイナーであつたが、家庭に入つて家で仕事をしているという婦人で特別の仕事場をもち、必要な設備もそろえていて、二万円以上の月収をあげていた。このような婦人を和裁などでもみかけるが例外であつて技能的といつても内職という言葉のニュアンスをもつような技能的作業として考えていくことにする。本調査における結果としては、技能的作業の職種別の一時間当り工賃は手芸および刺しゅうの一六円四六銭、洋裁の一七円九五銭が低く、和裁、洋服のまとめおよびガラス玉加工が二〇円程度で中位にあり、ミシン加工と毛糸編物が二八円前後で最も高くなつてゐる。このように時間当り工賃は単純作業の職種の工賃よりも倍程度になつてゐるが、労働時間が幾分短かくて月収はミシン加工

の平均三、五三七円七〇銭を最高として三、〇〇〇円程度のもが多い。

以上のような結果からすると、内職工賃は単純作業と技能的作業とで相当のひらきは存在するが一般にいわれている通り劣悪である。ここでこのような内職工賃の劣悪さについては問題にしない。ここでは内職工賃がこのように劣悪な状況にあるということは内職労働によっては特殊な場合を除いては生活を維持しえないということであり、内職労働は収入としては独立した意義をもちえず、家計補助的役割しかないということである。それはすなわち、内職労働に従事する人を家庭の主婦に主として限定する原因でもあり、内職労働の量的存在を調査するに当っては主として家庭の主婦が対象とされるということにもなってくるわけである。内職労働に従事するものが、世帯の生計中心者でなく、また男子でないというのもこのような内職工賃の劣悪さにある。また、内職労働に従事する婦人が独立婦人労働者として考えられないのもこのような劣悪な内職工賃にあると考えてよいであろう。それ故内職労働への従事は家庭の主婦に時間的余裕があるとか、勤務にでられないとかということではなく矢張り、内職労働へ従事せしめるものは家計補助的収入だということがいえよう。

四 内職労働者の量的存在

以上のような大阪府内職労働実態調査結果を通じて内職労働者の量的存在を種々みてきたのであるが、それを総括する前に残された一、二の問題にふれておかねばならない。

それは内職労働者の存在する世帯の階級と社会階層とである。しかし、この調査においては自営者世帯は調査対象世帯から除外してあるので、ごく零細のものは一部入れてあるがここでは社会階級よりも労働者階級内

の社会階層あるいは生活階層といったものが問題になる。内職労働者の多くが主婦であり、主婦として家庭において家事に従事しながら、家計の相対的不足を補うために内職労働に従事しているということからすれば、その世帯の主生計担当者の社会階層を知ることが、内職労働を理解するための不可欠の要件になると思われる。しかし、内職労働収入が劣悪であり、内職労働者自身の生活費すらも賄いえないようなものであって、世帯主収入の相対的不足を補充する意義しかないとはいえ、それだからといって内職労働者の独立性を否定し、世帯の主所得者の側からのみ問題にすることは誤りである。内職労働収入の低劣さが存在し、それ故に家計補充的役割しかもちえないとはいえ、それはそれとして問題になるのであって、内職労働の独立的な存在を否定せしめるものにはならないと思われるからである。

註、さきに、内職労働調査方法を問題にしたときに、世帯主の労働を通じて調査する方法についてふれたが、それは単に調査方法上の問題であって内職労働の独立性を否定したことはではない。

さて、内職労働と社会階層との関係はどうなっているかについて検討してみるが、本来なら、内職を希望しない世帯、希望する世帯および従事している世帯の全てについて検討すべきものであるが、本調査の経済的制約から希望世帯と従事世帯についてのみ調査したので、ここでもこれらの世帯における社会階層のみを検討するに止めざるをえない。

第十四表によると、内職労働を希望する世帯の社会階層をみると、現場労働者が三三・八%で約三分の一を占め、それに次いで普通サラリーマンの二六・七%である。そして、サラリーマン（上層）と零細自営者とは大体同じで前者の二二・八%、後者の一〇・四%である。失業者および無職者では六%、小売員では五・一%で

第14表 希望・従事世帯の社会階層状況

世帯の社会階層区分	希望・従事別		従事世帯	
	実数	%	実数	%
未亡人	20	1.6	55	5.0
失業者及無職者	76	6.0	110	10.1
日雇労働者	31	2.5	31	2.9
小売店員	65	5.1	37	3.4
現場労働者	427	33.8	433	39.9
サラリーマン	337	26.7	247	22.8
サラリーマン(上)	162	12.8	83	7.7
零細自営業者	131	10.4	78	7.2
自由業	9	0.8	6	0.6
不明	4	0.3	4	0.4
計	1,262	100.0	1,084	100.0

注. 社会階層区分は下記の通り。

未亡人…夫と死別した婦人で、他の世帯員に主所得者となるべき世帯員がない場合。

失業者…主所得者とみられる25歳以上60歳未満の男子が現在就業していた場合、無業者—主所得者が不具、疾病などで正常な労働に従事しない場合。

日雇労働者…主所得者が失対事業に従事している場合と工建業、運送業などに人夫あるいは臨時として就業している場合。

小売店員…第三次産業部門の零細、小規模事業所に就業している場合、保険勧誘員(正規社員外)などを含む。

現場労働者…生産現場労働に従事している場合。

サラリーマン…現場労働者以外の工場、会社に就業している場合、サラリーマン上層とは管理的役職についているか月収24,000円以上のサラリーマンの場合。

自営業者…零細自営業の場合。

自由業…生花、お茶、踊りの師匠など。

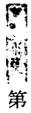
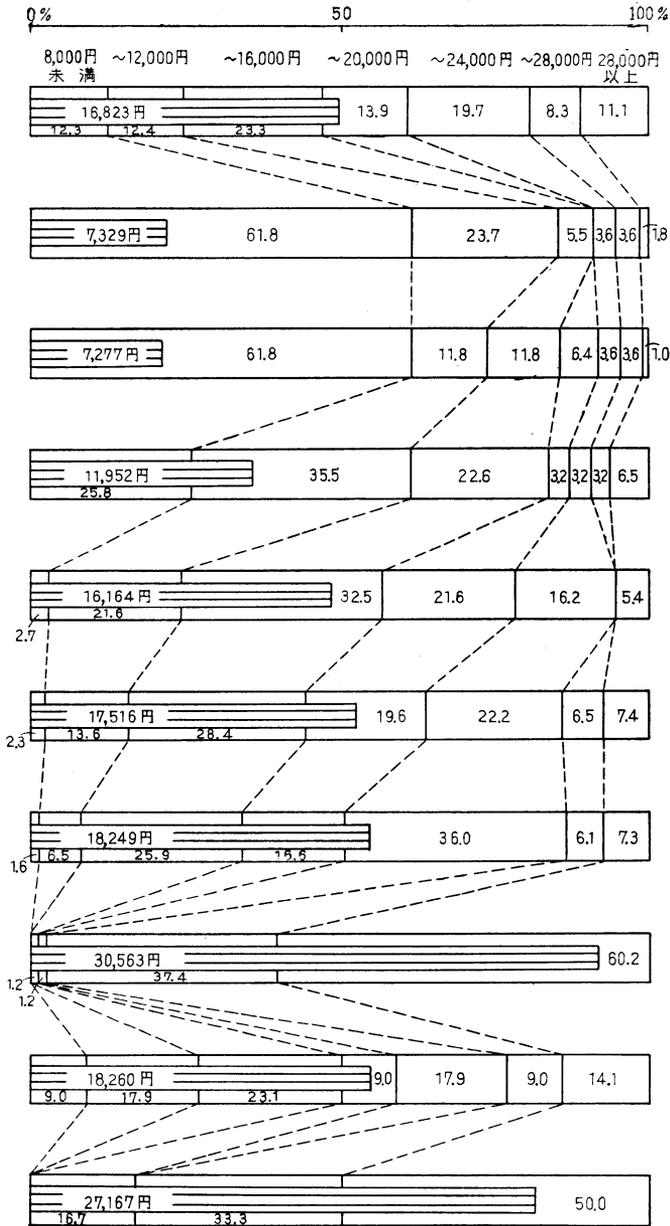
あり、日雇労働者、未亡人、自由業などはごく僅かである。これに対して、内職労働従事者の社会階層をみると大体同じ傾向がみられ、現場労働者の三九・九%、サラリーマンの二二・八%であるが、第三位は失業者および無職者の一〇・一%で、それらに次いで、サラリーマン上層の七・七%、零細自営業者の七・二%、未亡人の五・〇%となっている。その他では、小店員の三・四%日雇労働者の二・九%、自由業者の〇・六%と僅少である。

以上のような結果について統一的に検討すると、現場労働者が内職労働希望世帯の約三分の一、従事世帯では約四割という圧倒的な高率を示していることが第一に指摘できる。これに次ぐものはサラリーマン階層で内職労働

働希望世帯の四分の一強、従事世帯で五分の一強を示している。そしてこれに隣りするサラリーマン階層の上層部でも内職労働を希望する世帯の一二・八%、従事世帯で七・七%を占めているのであって、内職労働が労働者階級の全てに広汎化していることを単的に物語っているし、また前述したように収入階層的な収入不足が存在していることをも物語っているのである。このような労働者階級の中・上層部への拡大とは逆に、失業者および無職者階層あるいは日雇労働者階層の占める比率は明確に低位にある。すなわち、これらの両階層を合計しても内職労働希望世帯のうちで八・五%すなわち一割にも満たず、また従事世帯のうちでも一三%に過ぎないのである。このことは収入階層別にみた内職労働を希望しない理由状況の結果と同一傾向であることが思いだされるのであって、内職労働が絶対的な低収入の社会階層から遊離して行きつつある傾向を示している。

そして、以上のような社会階層と内職労働との関係を収入状況と関連させてみると第十二図の通りである。圧倒的高率を示す現場労働者階層をとってみると内職労働希望世帯では一二、〇〇〇円から二四、〇〇〇円未満の収入階層が約七〇%を占め、しかも二八、〇〇〇円以上の収入階層でも一割以上が内職労働を希望し、逆に、一二、〇〇〇円未満の合計で八%にすぎない。そして、内職従事世帯の場合においても、一二、〇〇〇円から二四、〇〇〇円未満の比率が高く、矢張り約七割を占めている。ただこの場合は低収入階層の比率が幾分高くなっている、内職労働希望よりも低収入階層への傾斜を強めてはいる。ここにも判っきりと、内職労働が最下層に基礎をおかず、それよりも幾分高い収入階層から高い方に向って存在していることを示している。このような傾向はサラリーマン階層ではより顕著にあらわれている。すなわち、サラリーマン階層で内職労働を希望する収入階層は二〇、〇〇〇円～二四、〇〇〇円未満が三五・九%という高率を示し、これを頂点として幾分低い方に大きな

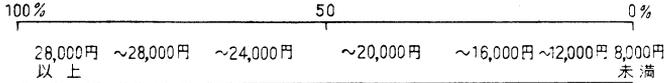
従事世帯



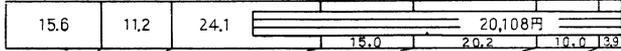
第 12 図

社会階層別に見た収入階層別希望・従事世帯分布と平均収入（次頁へ続く）

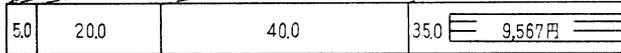
希望世帯



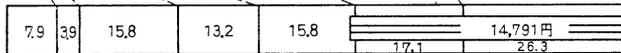
内職労働者の量的存在に関する調査と推定(坂寄)



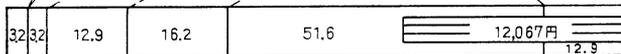
総 数



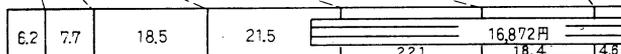
未 亡 人



失業者及無職



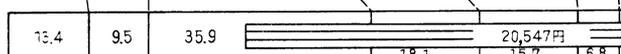
日雇労働者



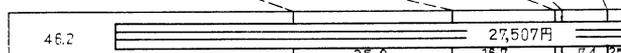
小 店 員



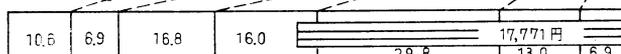
現場労働者



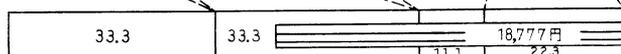
サラリーマン



サラリーマン(上)



零 細 自 営 者



自 由 業

比率を保っているが、高い方向へも二二・九%（九・五%と二三・四%）の比率を示しているのである。そして、内職希望世帯の収入階層分布状況をみても矢張り、二〇・〇〇円～二四、〇〇〇円未満の収入階層が三六%で比率が最も高い。ただこの場合にはこれ以上の収入階層では一三・四%（六・一%と七・三%）と低率で一、二、〇〇〇円～一六、〇〇〇円の収入階層で二五・九%という比率がみられるのである。そして、サラリーマン階層の場合においては現場労働者の場合と相異して上位の収入階層に大きな比率を保ちながら下位に向って分布しているのである。サラリーマン階層にみられるこの傾向はサラリーマン上層においては一層著しい傾向をみせている。以上は現場労働者階層よりも収入が比較的高い社会階層における傾向をみたのであるが、現場労働者階層よりも低い階層についてみると日雇労働者階層、失業者および無職者階層、未亡人階層にみられるように、収入階層の低位の方に重心を移行させて行っている傾向を判つきりと読みとることが出来る。

かくて、内職労働は単に収入階層ごとの家計不足を補充するものとして存在しているのではなくて、労働者階級内の社会階層によって規定される一定の生活様式に収入が対応しえないときに、その家計を補充するものとして内職労働による収入が求められているということが出来る。このことからすれば内職労働の量的存在を調査するに当っては社会階層区分ならびに収入階層区分を行うために必要な事項されねばならないである。もしこのような事項が調査されなければ得られた調査結果から内職労働の量的存在を正しく推定することはできないであろう。

(2) 内職労働従事者の性と年令

内職労働に従事する者は女子であるといわれてきたし、過去の内職調査でも明かにされてきた。昭和十年の東

第15表 希望、従事者の男女別年齢階層別状況

	女		子		男		子	
	希望者 実数	%	従事者 実数	%	希望者 実数	従事者 実数	希望者 実数	従事者 実数
総数	1,310 ^人	100.0	1,156 ^人	100.0	47 ^人	110 ^人		
男女合計に対する%	96.5	/	91.3	/	3.5	8.7		
年齢別内訳	15歳以下	6	0.4	38	3.3	—	8	
	16～25歳	110	8.5	74	6.4	4	11	
	26～40歳	713	54.4	576	49.8	10	12	
	41～60歳	431	32.9	403	35.3	17	45	
	61歳以上	50	3.8	57	4.9	16	34	
	年齢不詳	—	—	3	0.3	—	—	

内職労働者の量的存在に関する調査と推定（坂寄）

京市の調査結果では九四・七%、昭和十四年の大阪市の調査結果では九六・七%が女子である。また、戦後の昭和二六年の大阪市立大学経済研究所の調査結果でも九四・五%が女子となっている。

このように内職労働に従事する者は圧倒的に女子であるが、本調査結果でも一、二六六人中一、一五六人が女子で九一・三%となっている。このような傾向は内職労働を希望する者の場合にも同じ傾向を示して希望者一、三五七人中九六・五%が女子となっている。

以上のように、内職労働に従事する者が殆んど女子でしかないということは内職賃が安いためにその収入では家計を維持することができなためである。後にふれるように男子の場合には高年齢者が多いことも表われているのであって、男子が従事する場合には老人とか不具者あるいは失業中の一時的な内職従事などであって、女子の場合とは違った内容意味をもっているわけである。

尚、希望者および従事者の年齢別状況をみると第十五表の通りである。先づ、女子についてみると、従事者、希望者のいづれの場合においても二五才以下は少い。そして、二六～四〇歳の年齢階層に多くて従事者で四九・八%、希望者で五四・四%となっていて約半数前後を占めている。そして四一～六〇歳が従事者で三五・三%、希望者が三一・九%であり、六一歳以上も五%未満である。

以上のことから、内職労働に関係をもつものは女子であり、しかも既婚者の多い二六～六〇歳の年齢階層であるといえるわけである。すなわち、家庭の主婦が家計不足を補うために内職労働に従事し、希望しているということになる。

尚、この統計表の上では年少者の従事者が少くなっているが、主たる従事者が報告され母親の内職仕事を手伝う子供が報告されなかったためであろう。技能的作業では子供の手伝いは殆んど問題にならないが、玩具づくりとか袋貼りとか子供でも手伝えるような単純な内職仕事を母親が行っている場合には小さな子供までが従事しているのを多くみかける。それ故に、内職労働調査では主たる従事者と従たる従事者とを分けていかぬと内職労働の量的存在を明確化しえない結果をまねくわけである。そして、この点は内職収入などにも関係してくるので重要である。

(3)内職労働の量的存在の調査についての覚書き的総括

内職労働の量的存在の調査のために大阪府の実態調査をもとにして種々具体的に検討してきたのであるが、一応の総括をして今後の研究のための整理をしておきたい。

先づ、内職労働の量的存在を明かにするためには地域調査方法によることが基本的な方法であること。ただし、その地域の選定に必要な十分の資料がえられないことは既述した通りである。

選定した一定地域においては、調査対象世帯は抽出調査の方法によらず悉皆調査方法がとらるべきである。

世帯調査事項としては世帯員全員について性、年齢、職業（社会階級および社会階層区分ができるように可能な限り詳細に。勤務先、従事する仕事の内容、収入など）、身体状況、

内職労働に関しては、内職労働を希望しない希望するそれぞれの理由と従事している理由。過去における内職労働従事者の経験。内職労働に主として従事する者と手伝いのに従事する者。内職労働に従事する一日の時間数と月の日数（生活時間調査方式を併せ行う）。仕事別の工賃単価とおよび支払方法収入。仕事をもらう先など。

調査は家庭訪問による調査員の聞きとり調査が必要であり、調査員の資格としては大学生（社会科学関係の女子学生が最適）がよい。調査員の教育は絶対に必要である。調査員は可成り多くなるので組に編成して班長を置かねばならない。

調査期間中は毎日調査員全員による会議と班長会議を行い、当日の調査票についての検討と翌日の計画について打合せを行う。調査員が熟達してきたら全員会議は週一、二回にし班長会議のみを毎日行う。

調査時期には二月、八月を成る可く避け、四月、五月、六月、十月、十一月が好ましいが調査員その他との関係を考慮しなければならない。

尚、調査中に、内職仕事をだしている工場、会社、公私の斡旋所、仲介業者および内職に関係ある婦人団体などをきいておき、後に訪問して参考事項をきくようにする。

以上、内職労働の量的存在を調査するに当って必要なことをメモ的に書いたが、その内容については、既述の中から読みとられたい。

尚、集計、分析についてもふれるべきであるが省略する。

五 結び——婦人労働問題上の内職労働——

本論を終るにあたって、内職労働をその従事主体の側からみれば婦人労働者の問題であるということについて簡単ながらふれておきたい。

内職労働が一定の作業場で集团的に行われるようだが場合もあるが、多くの場合それは従事者の家庭で行われ、納期はあるが就業時間的な制約がない。そのような内職労働の特質が家庭的制約を受ける家庭婦人に対応することになるのであるが、家庭婦人をして低工資の内職労働に従事させる客観的条件は家計不足ということに他ならない。その家計不足の程度が大きいときは家庭婦人は労働者として一般的な労働市場にたち表われることになるが、家計不足がそれ程大きくないとき、すなわち低工資の内職労働によって補充しうる程度の場合に内職労働市場に表われることになる。このことは内職労働への従事が家庭婦人の一般的な就業労働者への移行の中間的過程に存在しているといえる。

そのような意味あいからすれば、内職労働はその従事主体の側からすれば家庭にある婦人の非労働力から労働力への転化過程に生起する問題だといえるわけである。それ故に内職労働者の量的存在はそれ独自の問題として考えられるのではなく、婦人労働問題の優れた一環の問題として把握されねばならない。よって、一般の女子労働者の雇傭傾向について若干ふれておく必要があるろう。勿論、ここで女子労働者の雇傭状況一般について問題にする必要もないし、本論の目的にもそわない。ここでは内職労働に従事する婦人の量的存在について役立てる範囲内においてである。

このための本格的な検討は他の機会にゆづるとして、一九五五年および一九五〇年の国勢調査結果によって問題点をひろってみることにする。

第16表 女子就業者状況 (単位, 1,000人)

		女子				男子		女子		
		1955年		1950年		増加率	1955年	1950年	男女	
		実数	比率	実数	比率				1955年	1950年
総	数	15307	100.0	13763	100.0	11.9	23848	21811	64.2	63.1
雇	用者	5075	33.2	3609	26.2	40.6	12754	10357	38.2	34.8
	民間の雇用者	4279	28.0	2908	21.1		10401	8230		
	官公の雇用者	796	5.2	701	5.1		2353	2127		
業	主	1740	11.4	1690	12.3	3.0	7610	7607		
	雇用者のある業主	152	1.0	89	0.6		940	680		
	雇用者のない業主	1588	10.4	1601	11.6		6670	6927		
家	族従業者	8492	55.5	8436	61.3	0.7	3483	3813		
不	詳	27	0.2		1	35		

注. 国勢調査結果報告より作成。

先づ、第一六表により女子就業状況を概観すると、一九五五年の女子就業者総数は約一五三〇万人である。そのうち雇用者（国勢調査における雇用者とは経済学上の労働者以外のものを含み、また実質的な賃労働者である内職労働者などを含まない）は約五〇七万人となっている。これだけからすると女子雇用者の女子就業者中に占める割合は少く、女子就業者の問題は量的には半数以上の割合を占める家族従業者に重要性があるようにみえる。たしかに家族従業者は女子就業者の半数以上を占めていて大きな問題ではあるが、一九五五年と五〇年とを比較してみると女子雇用者の問題の重要性を知ることができる。すなわち、就業者の増加状況をみると就業者総数での増加率は一一・九%であるのに対して、雇用者での増加率は四〇・六%という高率を示している。そして業主では三・〇%、家族従業者では〇・七%という低率に止まっているのであり、女子の労働力化は専ら雇用者という形態において進行していることがわかる。そしてまた、就業者中に占める比率をみても雇用者は一九五〇年の約四分の一（二六・二%）から五五年では約三分の一（三三・二%）に上昇している。このように女子雇用者の就業者中に占める

地位は著しく高まりつつある。しかも、その他特にわが国女子就業の特殊性をなう家族従業者の割合は一九五〇年の六一・三％から五五年の五五・五％に可成り大巾に低下してきているのである。このような女子雇用者の地位の女子就業者中に占める地位の相対的、絶対的な上昇は男子雇用との関係においてもみられる。すなわち、女子雇用者の男子雇用者に対する比率は一九五〇年の三四・八％から五五年の三八・二％へと上昇しているのである。

以上のような女子人口の労働力化ないしは労働者階級への転化の過程に内職労働が存在しているのであり、このような過程の中の問題として内職労働問題は把握されねばならないのであって、内職労働問題が独自の問題と存在しているのではない。

第17表 女子雇用者の年齢別構成
および増加率

	1955年	1950年	増加率
総 数	100.0	100.0	40.6
15—19歳	25.5	32.3	11.0
20—24歳	29.7	29.3	42.5
25—39歳	28.4	24.7	61.6
40—59歳	14.9	12.1	73.1
60歳以上	1.5	1.5	34.5

注. 国勢調査結果報告より作成
1950年は14歳以上。

そのようなところから、女子雇用者の状況についても少し具体的に検討しておく必要がある。第一七表によると、女子雇用者の年齢別状況は次の通りである。一九五五年では二〇歳未満では一一％の増加に止まり、年齢構成比では五〇年の三二・三％から二五・五％へと大巾な低下がみられる。二〇～二四歳では増加率は四二・六％で年齢構成比は殆んど変化がない。それに対して二五～三九歳では六一・六％という大巾な増加で年齢構成比においても二四・七％から二八・四％へと増大し、四〇～五九歳でも七三・一％という増加で年齢構成比でも二二・一％から一四・九％へと上昇している。なお、六〇歳以上では三四・五％の増加がみられるが年齢構成比では同じである。このように、女

第 18 表 女子雇用者(15歳以上)の配偶関係別状況(1955年)

		総 数	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別
総 数	実 数	5,075,100	3,281,500	1,062,600	525,900	205,100
(全 産 業)	比 率	100.0	64.7	20.9	10.4	4.0
参 考 (産 業 別)	農 業	160,000	84,300	51,200	18,700	5,800
	林 業, 狩 猟 業	26,100	9,100	12,900	3,300	800
	漁 業, 水 産 養 殖 業	20,100	9,200	8,000	2,400	500
	鉱 山 採 掘 業	46,400	18,200	17,900	8,300	2,000
	建 設 業	123,200	45,000	43,300	26,800	8,100
	製 造 業	1,697,600	1,151,700	357,100	140,000	48,800
	卸, 小 売 業	882,000	614,800	154,200	69,300	43,700
	金 融, 保 険, 不 動 産 業	189,000	134,300	32,000	17,200	5,500
	運 輸, 通 信, そ の 他 公 益	241,000	134,600	47,600	23,100	5,700
	サ ー ビ ス 業	1,471,700	944,700	281,600	172,600	72,800
	公 務	217,900	105,600	56,700	44,200	11,400
	分 類 不 能	100	100

注. 1955年国勢調査結果報告より作成。

子雇用者の相対的、絶対的な増加は女子雇用者の年齢構成の上において著しい変化をもたらし、女子雇用者の年齢上昇がみられる。これはまさに家庭婦人の内職労働への従事・希望の広汎化と対応している現象といえるわけである。

そのようなところから、女子雇用者の配偶関係を見るとこの点がより一層明かに裏付けられる。一九五〇年の国勢調査結果ではこの種統計がないので五五年のもののみについてしかみることができないが、第一八表によると、女子雇用者総数五〇七万五千人中、未婚者は三二八万一千人で約六割五分で既婚者は一七九万三千人で三割五分となっている。そして、既婚者中の有配偶者約一〇六万二千人、死離別者七三万一千人となっている。なお、女子死離別人口は戦争直後の戦争による影響とは異なった性格をもって増加してきているのである。^(註)

註、拙論「死離別婦人労働者に関する覚書」(大阪社会事

以上のことから、わかるように女子雇用の相対的、絶対的な増加は単に量的変化の問題ではなく、戦後わが国の資本の蓄積の進行過程に伴って生起せる相対的過剰人口問題の優れた一環をなす非常に重大な婦人労働問題だといえることができる。そうして、そのような問題の一環として内職労働問題を位置づけたときに、内職労働の量的存在を如何なる視点に立って究明してゆかなければならないかということ、ならびに量的存在を明かにすることのもつ重要性を知ることができると思われるのである。